

もくじ

森下よしみ 議員 一般質問・・・1
成宮まり子 議員 一般質問・・・7
山内よしこ 議員 一般質問・・・12
他会派の一般質問項目・・・・・・20

●京都府議会 2017年6月定例会一般質問が6月23日、26日、27日に行われ、日本共産党の森下よしみ議員、成宮まり子議員、山内よしこ議員が質問を行いました。一般質問と答弁の概要を紹介します。

6月定例会 一般質問

森下よしみ議員（日本共産党・八幡市）

2017年6月23日

アスベストが含まれている建築物解体の飛散防止対策を

【森下】日本共産党の森下由美です。通告にもとづき知事と関係理事者に質問します。

はじめに、アスベスト対策について質問します。建築建材に含まれたアスベストによって、多くの建築労働者が健康被害を受け、大問題になりアスベスト訴訟に発展しました。国と企業の責任が問われ、大阪地裁では国の責任を認める判決が、また昨年には京都地裁で初めて企業の責任を認める判決が下されました。

今後、アスベスト含有建築物の老朽化による解体・改修工事が増加を続ける中、10年後にはピークになることが見込まれ、建築物解体作業に従事する労働者や近隣住民へのアスベスト暴露を防止することはきわめて重要な課題となっています。

八幡市美濃山千原谷において、新名神高速道路建設の道路用地買収に伴ってアスベストレベル3を含有する物流倉庫の解体工事が今年3月～4月にかけて行われました。隣接住民の皆さんから、事業者に対し十分なアスベスト飛散防止対策と、環境測定調査の開示を求めるとともに、京都府に対しても安全対策の強化と監視監督が求められました。アスベスト測定を行い公表することは大変重要なことです。

しかし、測定結果が出るまでには何日も時間がかかり、問題があっても即対応が出来る体制になっていないことから、行政が測定し監視する必要があると考えます。さらにレベル3においては、工事中、完了後の検査すら義務付けられていない今の制度では、住民は安心することが出来ません。

そこで質問します。八幡市美濃山における新名神高速道路工事用地のため、他の建築物・鉄心ダイワの解体工事が今後も予定されています。専門家の目視では、アスベスト含有が認められると言われていいます。周辺住民からはアスベストの飛散防止対策の実施と環境調査結果の開示が求められています。京都府として、アスベスト含有レベル3の建築物の環境測定とチェックを実施するべきと考えます。いかがですか。

府の緊急措置条例にレベル3の届け出を義務づけよ

【森下】H28年5月に総務省が実施しました、アスベスト対策に関する行政評価・監視の結果を受け、環境省が都道府県にアスベスト対策に関する勧告をおこないました。都道府県においては、レベル3建材の取り扱いについて、「事前調査、掲示、適切な処理について事業者に徹底をはかられたい」としています。先日、わが党議員団は、大阪府の条例について調査に行ってきました。大阪府は、「大気汚染防止法」及び「大阪府生活環境の保全に関する条例」に基づき「石綿含有成形板使用」いわゆるレベル3のすべての建築物の届け出も義務づけられています。改修工事や、配線工事中にアスベストが発見されたら、ただちに届け出することも義務づけられています。この間、わが党議員団は「レベル3の届け出の義務づけ」を求めてきましたが、京都府の答弁では、「全国知事会でも働きかけている、国が検討中であり、その結果を待って」と国の動向待ちの状態非常に消極的でした。改めておたずねします。京都府建築

物の解体等に伴う石綿の飛散防止に関する緊急措置条例を見直し、レベル3の建築物の届け出の義務、周辺住民への周知、立ち入り検査の実施などを条例に位置付けるべきと考えますが、いかがですか。

次に、先日、「アスベストが使われていた公営住宅に住んでいた女性が中皮腫を発症した」と報道があり、住宅へのアスベスト使用、健康被害に住民の関心が高まっています。公共建築物に限らず民間建築物のアスベスト使用についても実態調査と対策が必要です。

今後、アスベスト使用の可能性がある建築物等の解体が増加する中、1000㎡未満の民間建築物も含めて、レベル1に止まらず、レベル2、レベル3も把握をしていく必要があると考えますが、いかがですか。また、熊本地震ではアスベスト使用建築物の崩壊によるアスベスト飛散が発生したことから、アスベスト使用建築物の台帳の整備が課題だと考えますが、どうでしょうか。さらに、国は地域防災計画におけるアスベスト対策の計画策定を求めています。京都府における現状と対策はどうなっていますか。お答えください。

【知事・答弁】アスベスト対策についてでありますけれども、京都府では府民の安心安全確保と良好な生活環境の維持をはかるため、H17年にアスベスト対策推進会議を設け、アスベストの監視から健康被害対策までを総合的に推進してまいりました。また、同年には法律や全国に先がけて緊急措置条例を制定し、小規模な施設についても規制対象としたところでございます。現在、吹き付け石綿や石綿含有断熱材のレベル1や2の飛散性の高い建材を含む解体につきましては、大気汚染防止法にもとづく届け出を受け同法第26条にもとづき、京都府において立ち入り検査を実施、環境測定については地域の理解を得るために事業者が必要に応じて行うべきものでありますが、府としても毎年抽出して検査を実施しているところでございます。

さらに、飛散性がより低く法の対象ではないレベル3建材の建物解体につきましては、総務省からのお話もありますので、建材への散水や手作業による取り外し等による飛散防止対策を定めた環境省の対策マニュアルを建設業、解体業に係る事業者団体を通じ広く周知するとともに、これを京都府も徹底していくという形になっております。今回の八幡市の事案でも、事業者において、このマニュアルに従った飛散防止対策や環境測定、その結果の公開が行われているところであります。府も、その中で職員が立ち会いチェックを行ったところでありまして、そういう点では、こういう手続きに応じた形でいま作業が順調に進んでいるところだと認識をしております。「府がやれば」という話もあるんですけれども、測定とかは府が業者と違うことをやるわけではありませぬので、時間的にはかかるのは同じではないかと考えております。

緊急措置条例の見直しについてであります。レベル3のみを含む解体工事につきましては、現在、環境省において法にもとづく届け出や周知の義務化の用紙も含め、調査、検討中であります。全国知事会を通じ、私どもも国に働きかけておまして、そういう中で国も動き始めたというところでありますので、国の対応を踏まえて、知事会を通じてやりましたので、それを見ていくのが筋ではないかと思っております。ただ、あまり時間かかるようであると、その時は我々としても対応していかなければならないと考えております。尚、立ち入り検査につきましては、H26年施行の改正大気汚染防止法にもとづき、すでに全てのレベルの解体等の現場に実施できますので、今後も府民の安心安全の観点から周辺住民に不安を与えないように指導してまいりたいと考えているところであります。

【環境部長・答弁】民間建築物のアスベストであります。国土交通省がH17年度に1000㎡以上の建築物について、レベル1の吹き付けアスベストの使用の有無を調査し、その結果を元に府では台帳を作成した上で国と協力して、毎年フォローアップ調査を実施しているところであります。その他の建築物については解体時に大気汚染防止法や建設リサイクル法、石綿障害予防規則で事前調査や届け出、掲示等の対象となっております。各法令に則った適切な対応を指導しているところでございます。レベル3も含めました石綿使用建築物の把握方法につきましては、現在、環境省において改訂中の「災害時における石綿飛散防止にかかる取り扱いマニュアル」に記載される予定でございまして、今後、この結果もふまえて地域防災計画への対応も含め飛散防止対策に適切に取り組んでまいります。

【森下・再質問】アスベスト台帳が整備されれば、災害時に、事前囲い込みや封じ込めも含めてアスベスト飛散防止や暴露防止の措置をとることができます。早急に台帳整備を防災計画にアスベスト対策を進めることを求めておきます。一点再質問します。建築労働者のアスベスト被害で一番多いのが、レベル3の建材の加工によるものが多いといわれています。国が勧告した内容を真摯に受け止めるべきだ

と思います。大気汚染防止法をカバーするための府条例を強化するべきだと思います。すでに大阪府、兵庫県、神奈川県でも条例の強化を進めています。先ほどの知事の答弁でも必要性を認めておられるわけですから、早く条例化して頂きたい。いつ条例化するのか、見通しをお聞かせください。

【知事・再答弁】 全国知事会を通じまして国に働きかけ、その中で、国も環境省も調査をしている訳でございます。問題の性質からして国全体で法律を決めた方がはるかに効率的にできるわけでありますから、その状況を踏まえて我々は行動すべきだと思います。

【森下・指摘要望】 アスベスト飛散防止対策の強化、これは、住民の健康被害を出さない立場で、条例強化を急がなければならないと思います。早急に進めていただくよう要望します。

南山城村メガソーラー計画は、住民の同意がなく、開発を認めるべきでない

【森下】 南山城村と伊賀市にまたがる地域で計画されているメガソーラー開発は、南山城村 72 ヘクタール、伊賀市 10 ヘクタール合計 82 ヘクタールの広大な森林を伐採し、河川の付け替えまで行い、30 万枚の太陽光モジュールを設置するとしています。送電線は三重県側に地下埋設を計画していると聞いています。この地域は過去に大きな自然災害、土石流災害で多くの人命を失っている地域だけに、森林破壊や環境破壊、自然破壊が懸念され、絶滅寸前の希少動植物が守れない、住環境への影響は大きく、とうてい賛成できないと地元住民から反対の声が大きくなってきています。事業者は今年の 5 月に新しい事業計画を地元自治会に説明しましたが、月ヶ瀬ニュータウン自治会では計画に反対の決議をされています。

そこで伺います。1 つ目に、府は、京都府林地開発行為の手続きに関する条例に基づき、周辺の全自治会の合意形成をはかることとしています。住民の同意がない開発は認めるべきでないと考えますがどうでしょうか。また、今後、事業者をどのように指導されるのでしょうか、お示しください。

2 つ目に、事業者は H28 年 7 月に電力会社との接続契約を締結し、京都府だけに対しパネル設置の事業計画の申請を行っています。三重県側における中部電力への送電計画は手続きが進んでいません。これでは計画の信頼性が問われる事態であります。一旦、計画を中断させ、事業者から三重県側にも十分に説明させる必要があると考えますが、どうでしょうか。

また、京都府として、林地開発手続き条例に基づく検討を中断し、事業者に対して、一体的な計画を明らかにするよう指導するべきと考えますが、いかがですか。

3 つ目に、次に H24 年に再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度が開始されたことなどから、他にも事業用の太陽光発電施設の設置が急速に進んでいます。すでに山間部や農地への計画が進む中、防災、景観、環境などの面で問題が出てきています。太陽光発電に係わっての環境保全対策が必要です。

そこで伺います。三重県では環境影響評価条例で 10 ㎡以上を簡易的環境アセスメント実施事業と位置づけています。また、兵庫県は事業の届出制度がありますが、京都府の環境影響評価条例は 50 ㎡以上であり、届出制度がないなど、知事の権限が及んでいないところに問題があります。長野県や山梨県も規制条例やガイドラインがある中、本府としても、京都府環境影響評価条例において、太陽光発電事業を対象にするべきと考えますが、どうでしょうか。また、太陽光発電にかかる事業計画の知事への届出制度を創設するべきと考えますが、これらについてどのように検討されているのかお示し下さい。

学校図書館司書をすべての学校に配置を

【森下】 学校図書館の運営にあたる重要な役割を担っている学校図書館司書に焦点を当ててお尋ねをします。2015 年学校図書館法が改正され、学校図書館司書について「学校には、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めなければならない」と位置づけられました。

本府における学校司書配置校の状況は、昨年の調査では、公立小学校 83%、中学校 79.9%、高校 82.5% と報告をいただきましたが、亀岡市、綾部市では小学校、宮津市、伊根町では配置されていません。そして問題は、小中学校の図書館司書は全て臨時職員、非常勤職員、非常勤嘱託職員という身分であり、半年ごとに雇用契約が切れる自治体も多く見られます。私の地元八幡市では、保護者の長年の運動が実って 8 年前から学校司書が配置され、今では全ての小学校に専任として配置されています。中学校では 2 校兼務で配置されています。雇用形態は臨時職員で図書館司書有資格者が対応されています。

私はこの間、学校で働く司書さんのお話を聞きました。「一つの学校に専任配置されたことで、毎日子ども達によるこんで図書館を利用してくれるようになった」「教師と連携して資料を準備し授業をサポート

トすることができる。また、他校とも情報や資料を共有し、授業に役立てることができている」「学校図書館は学習の場であり、時には子どもたちのホッとする居場所であったり、大きな発見があったりしている」「司書が配置されているからこそ楽しい企画も子どもたちを巻き込んで夢が膨らむ場所となってきているのです」と熱心に語ってくださいました。しかし、雇用の問題では、契約の更新が「来年どうなるか分からない。将来が不安」賃金は「生活できる給料じゃない」「やりがいのある仕事だけれど、将来のことを考えると、このままでは続けられない」等の悩みも聞きました。

府立学校においては、すべての府立高校に学校司書を正規職員として配置されています。ところが、ここ 10 年近くは新たな採用は臨時職員になってきています。さらに、特別支援学校においては盲学校以外は司書配置がありません。先日、特別支援学校の図書室を視察しましたが、図書館としての機能を果たせているとは思えない状況でした。障害や発達状況に応じた読書活動の工夫が必要です。今後図書館の充実と、司書配置をしっかりと課題として取り組んでいただきたいと思います。

2016 年 11 月に文科省が、学校図書館の整備充実について出した通知によると、「学校司書配置については、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められる、一定の資質を備えた学校司書の配置やその支援を継続していくことが重要である」としています。

そこで次の点について質問します。

1 つ目に、学校図書館司書の役割は、子どもの成長と発達にとって重要な役割を担っていると考えますがどうでしょうか。お聞かせください。また、小中学校の学校図書館司書の配置拡充について、未配置の市町もある中で、府として主導的な役割を果たすべきと考えますがどうでしょうか。

2 つ目に、学校図書館司書を正規職員として雇用するためには財政保障が必要です。国は H26 年に法制化の上、地方交付税措置を行いました但不充分です。国に財政措置の強化を求めるとともに、京都府として市町村に対する財政支援を行っていただきたいと思います。どうでしょうか。

3 つ目に、特別支援学校における学校図書館の充実や、ほとんど配置されていない学校図書館司書について、今後、どのように対応されるのかお聞かせください。

【環境部長】 太陽光発電に関する規制であります。京都府ではこれまでから地域の環境保全を充分踏まえたうえで、再生可能エネルギーが進むよう、再生可能エネルギー促進条例や林地開発行為の手続きに関する条例などの運用に努めてきたところでございます。こうした中で、メガソーラー等による開発計画が増えていることを踏まえ、昨年 4 月には造成面積が 50 ヘクタール以上の事業を環境影響評価条例の対象事業に追加し、さらなる環境配慮の手続きを義務づけたところでございます。南山城村の本件計画もこの改正の趣旨を踏まえ、自主アセスを実施されているところであり、ひきつづき適切な指導をしまいたいと考えております。

次に京都府への届け出制度につきましては、国に届け出があった再生可能性エネルギー発電事業計画は規模にかかわらず、H29 年 4 月から改正施行された F I T 法とこれにもとづくガイドラインによる府へも情報が提供されることとなったところであります。尚、当該ガイドラインの遵守事項の違反に対しましては F I T 法により、改善指導や認定取り消しも可能となったところでございます。府としては、再生可能エネルギーの導入と地域社会の共生が図られるよう関係法令やガイドラインの適切な運用について、国や市町村とも連携して取り組んでまいります。

【農林水産部長】 南山城村のメガソーラー計画でございますが、林地開発行為の手続きに関する条例にもとづき提出されました事業計画書につきまして、本年 1 月 13 日から 1 ヶ月間公告縦覧を行いましたところ、意見書の提出期限であります 2 月 27 日までに 90 件の意見書が提出されたところでございます。これを受けまして、事業者に対しまして、住民意見に対する見解書の作成を指示しているところでありまして、今後、事業者から提出があれば公表するとともに、手続き全般が適切に実施されているか等、南山城村から意見聴取することとなります。また、見解書に先立ちまして「月ヶ瀬ニュータウン反対決議」については承知しているところでありまして、見解書内容や取りまとめ中の環境アセスメント報告の丁寧な説明、すでに協定締結済みの 3 自治会を含め、すべての関係自治会での協定締結について、引き続き南山城村と連携の上、事業者を指導してまいります。

森林法にもとづく林地開発許可におきましては、2 府県にまたがる開発計画の場合、各府県域の計画について、「各府県毎に審査、処分を行う」取り扱いとなっているところであります。この間、林地開発行為の手続きに関する条例にもとづき、地元との調整を指導してきたところでございますが、当該開発

計画につきましては、三重県伊賀市におきましても事業計画があり、また、三重県側に送電する計画でもあることから事業者に対し三重県との調整を充分行うよう指導しているところをごさいます、本府といたしましても、三重県と情報交換等を行い対応することとしております。

【教育長】 学校図書館司書の配置についてでございますが、法改正によりまして、今は学校司書と位置付けられました。学校司書は、図書資料の収集や整理、また貸出業務や教員への支援など学校図書館の管理運営に必要な役割を担っていただいております、学校図書館活動の充実を図るため、学校司書の配置を進めて頂くよう、府として市町村に要請をしているところでございます。このような中でH26年度に学校図書館法に学校司書の規定がされたことから、この間、市町村での配置が進んできており、さらに今年度から国の5ヶ年計画にもとづいて、市町村への交付税措置が大幅に拡充をされたため、今後いっそうの配置の拡大が進むものと考えております。また、未配置の市町村におきましても、図書館ボランティアや市町村図書館職員による対応が行われているところですが、府教育委員会といたしましては、学校図書の配置がいっそう進むよう、市町村に働きかけを続けていくとともに、その役割を踏まえ、学校司書等を対象とした研修を実施するとともに、財源措置のさらなる拡充を国に対して要望してまいりたいと考えております。

また、特別支援学校におきましては、授業の中で担任教員と児童生徒と一緒に図書館を利用するケースが多く、担任教員が図書の選定や閲覧指導を行っているという特性があるため、学校司書は一部の学校のみでの配置となっております。一方で、読書活動の中心的役割を担う司書教諭を全校に配置しまして、担任教員と連携した指導にあたっているところであり、今後とも特別支援学校における読書活動が推進されるよう努めてまいりたいと考えております。

【森下・再質問】 メガソーラーの問題ですが、行政指導について、地元同意のない開発は進めないということ強く求めておきたいと思っております。そして、太陽光発電にかかる条例整備は早急に研究検討を、府独自のものを進めていただくよう要望をしておきます。

先ほど、送電線計画が事業者から三重県伊賀市とも協議をして市民に説明を求めると、充分三重県とも協議をするとの答弁もいただきましたので、その立場で進めて頂きますようお願いをしておきます。

学校図書館司書配置についてですが、市町村における司書配置の実態は、臨時職員で2～3校を受け持っているところが多いこと、さらに配置されていない自治体があることについて課題にさせていただき、「第3次子どもの読書活動推進計画」で掲げられているように司書配置および研修実施を、積極的に進めていただくことを強く求めておきます。

問題は配置基準を引き上げる課題です。国が進める5カ年計画では学校司書配置の財政措置が、おおむね1.5校に1名の配置で1週間に30時間という基準です。これでは全く不十分です。どのように考えますか。府立高校では司書を正規職員として配置されています。小中学校でも当然正規の教職員として位置付けるべきと思いますが、府教委のお考えをお聞かせください。

【教育長・再答弁】 府立学校におきましては、事務職員の中で定数を活用して配置をしているということですが、図書館の蔵書数をはじめ、かなり規模が違うというその辺が小中学校との差はあるのかなと思っております。その上で、先ほど申しましたけれども、今回の交付税措置は確かに1.5倍増えたということで、かなり拡大をされております。その一方で、今、お話ございましたように、非常勤の掛け持ちという実態も確かにあるという中で、これをさらに拡充していくとなりますと、定数措置という形で整理されると一番すっきりした解決方法かと思っております。そうした中で、これから、私どもも、定数措置を含めた制度の充実等をさらに国に要望してまいりたいと考えております。

【森下・指摘要望】 教育長から前向きな答弁を頂きました。図書館司書の処遇について、司書さんたちは、子どもたちとのかかわりが好きで、生きがいを持って働いておられます。しかし、その生きがいを頼りに低賃金でがまんを強いるやり方は問題があると思っております。ぜひ早急に改善をしていただくよう要望をさせていただきますようお願いしまして質問を終わります。

公共事業評価委員会でも批判や疑問。スタジアム用地取得・着工は許されない

【成宮】まず、京都スタジアム（仮称）についてです。本議会にはスタジアム用地取得に係る議案が提案されていますが、知事はその根拠として、6月5日公共事業評価に係る第三者委員会で工事着手が了承された、としておられます。

しかし、私も委員会を傍聴しましたが、委員のみなさんからは、「治水の計算や下流への影響調査は、まだ不十分」「アユモドキへの影響、種の保存について書かれていない。文化庁が来るお膝元でアユモドキを絶滅させるわけにはいかない」などの声、また、交通対策や住民への情報開示・説明不足をめぐっても厳しい指摘や疑問が噴出したのが実態であり、これで用地取得や工事着手が了承された根拠になるなどとは全く言えない内容だと感じました。

亀岡市民のみなさんからは、市議会への12500筆もの請願署名に続き、スタジアム計画への公金支出差し止めを求める住民監査請求が、6月2日には京都府監査委員に対し市民14人から、さらに23日には亀岡市に対して142人から提出され、府の試算による地域への経済効果は現実離れしていること、水害や環境、交通・市民生活など様々な問題をあげて、「公金支出は許されない」と厳しく批判されています。これだけの批判や疑問が、公共事業評価第三者委員会でも、亀岡市民からも集中する下で、なぜ工事着手ができるかと考えておられるのか、まず伺います。

遊水地を埋立て、水害拡大に不安。命や財産を守る保証、根拠はどこにあるか

【成宮】とりわけ、水害・治水問題には、最も批判や疑問が集中しています。

公共事業評価第三者委員会では、委員から「遊水機能が奪われることに、地元の心配は解決されていない」「区画整理事業地全体をかさ上げして周辺は大丈夫か。遊水地に土砂を搬入し、水はどこへ流れるのか」との声があり、委員長からも「生々しく、直近の2013年18号台風の被害の印象が残っている。もっとていねいに説明を」との意見が出されました。府は「河川改修などで10年に1度の確率の洪水への対応がクリアされ、すでに都市計画審議会により市街化区域編入が決定された」としましたが、さらに委員から「ここで検討しないといけないのに、資料もついていない」と厳しい指摘がされました。

府は調書の中で「桂川の高水敷を掘削して盛土造成が進められている」としていますが、防災の専門家は「それだけで水害を全て食い止めることはできない。住民の安全を守るためには、川を掘り下げるだけではなく、遊水地の『面積』を確保することが重要。わざわざ遊水地の中を埋め立て、スタジアム建設などはやめるべき」と指摘されています。

亀岡市民からも、「遊水地に他所からも土砂を持ってきて盛り土をして、洪水でも大丈夫と言われても全くのごまかしだ。あの台風の恐ろしい思いを全然わかっていない」との声が、また西京区など京都市内でも「上流で遊水地を埋め立てれば、下流ももっとひどい水害になるのではないかと心配する声」が広がっています。

洪水被害については、先日、全国で相次ぐ豪雨災害をふまえ、国土交通省が被害想定を「千年に1度」という最大規模に変更し、これにもとづいた淀川水系での浸水想定区域が公表されて、市町でもハザードマップや防災計画を見直すとされています。いま、こうして最大規模の災害対策へと見直しがされようという時に、桂川上流域では「以前に、10年に1度の洪水をクリアした」などとして、「建設ありき」で開発を進めるのは問題があるのではないのでしょうか。それでも知事は、水害は決して拡大せず軽減される、命や財産は安全に守られるとされるのか、その保証や根拠はどこにあるのか、伺います。

駅北全体での開発規制なし。アユモドキに異常があればとりかえしつかない

【成宮】さらに、アユモドキ保全の問題です。6月8日の亀岡市議会スタジアム検討特別委員会に出席した環境保全専門家会議の村上座長は、府との議論の中で「『建設候補地の中で決めるのがあなたがたの役割だ』と言われ、激しいやり取りをしてきた」と述べられました。府が、なにがなんでもこの場所に建設することを押しつけ、その下でなんとかアユモドキを守りたいという専門家のみなさんの苦労のなかで、今回、「広域的なアユモドキ生息環境の保全」などについて「府と市が検討・実施する」責任が明

確にされ、工事中含めてモニタリング調査を行い、アユモドキの個体数が減るなど「大きく異なる数値の変化が見られた場合は工事を中断し、専門家の指導を受けながら対策を検討する」など、書き込まれるに至りました。

しかし、WWF世界自然保護基金ジャパンは、今回の事態について記者発表し、「影響への懸念が払しょくされたわけではない。…府と市が、可及的速やかに広域な範囲を対象としたアユモドキ保全の総合対策を立案することを切望する」と、それなしには「絶滅危惧種アユモドキは救えない」とされています。広域ということでは、スタジアム周辺の駅北全体の開発計画では、地下水に影響を与える杭打ちや地下階・地下水利用の制限もなく、容積率・建ぺい率の緩和で、10階建ビルも建設可能と変更がされました。大規模な開発工事が進められ、アユモドキが減るなどの異常が出てくるようなことになれば、それはすでに取り返しのつかない事態なのではありませんか。そもそも、環境保全の国際的なルールは「予防原則」、「影響が予想される場所には、具体的な影響が現れる前に、開発を回避する」とされているのです。こんな状況のもとで、工事着手などすべきではないと考えます、いかがですか。

府民説明会開催の約束守らず「稼ぐスタジアム」へ変質。府の姿勢が問われる

【成宮】また、事業計画の進め方も大問題です。「実施設計ができれば府民説明会を開催する」との約束も果たされず、実施設計・基本設計の公表さえされず、亀岡市民には交通渋滞や騒音など生活環境が一変するとの不安が広がっていますが、全く何の説明もないままです。

一方、5月30日の京都府公民連携プラットフォーム設立総会では、スタジアムにPFI・コンセッションを導入するためとして民間企業などを集めた説明と意見交換会が持たれました。「にぎわい・活性化」の名の下に、当初は「府民スポーツのため」とされたはずの計画が、新たな民間企業呼び込みの最初のモデルとされ、企業ビジネスとしての「稼ぐスタジアム」へ、大きくゆがめられようとしているのではないかと、こうしたことも、府民には全く説明なしです。

こんなやり方を重ねてきた結果、亀岡市民・府民からも批判や反対の声が相次ぎ、また公共事業評価第三者委員会からも厳しい指摘を受ける、このような事態についてどう受け止めておられるのか、お答えください。

【知事・答弁】京都スタジアムについてでありますけれども、先日の代表質問で異議員にお答えしたとおり、平成24年12月に亀岡市を建設地に選定後、環境保全専門家会議を設置し、アユモドキの保全等に関する調査や実証実験を重ね専門的見地から意見を受け建設位置を変更。また、時間をかけて説明を重ね様々な意見も受け止め、経過を公表するなど段階をふんで、丁寧かつ慎重に取り組みを進めてまいりました。さらに、5月17日の環境専門家会議において、地下水への影響を極力抑える工法や遮音性等を高める建築構造等の建物の環境に配慮した構造施工の検討、そして、詳細な地下水や騒音、振動、照明等の解析と評価、アユモドキの保全対策や工事等の影響のモニタリングの実施、スタジアムを契機としたラバーダムの修繕や西側農地の保全対策などの広域保全対策の実施などについて詳細に説明し、各委員から工事着工の了承を得たところであります。

こうした丁寧な対策は将来にわたるアユモドキ保全対策の確立につながっているだけに、これまでアユモドキの保全活動を行ってきた地元の方々や永年にわたり現地で調査をされてきた学識者から歓迎されますとともに、国やWWFジャパン等のNGO、魚類学会等からも歓迎の意見や高い評価を得ているところであります。その上で6月5日の京都府公共事業評価に係る第三者委員会では、環境保全専門家会議での評価結果、公共交通機関を利用した観客の移動方法、駐車場の確保及び交通渋滞対策等について説明し、工事着工の了承を得たところであります。改めて永年にわたりまして、長期にわたりこの問題について取り組んでいただいた各委員のみなさまに心から感謝を申し上げる次第であります。

こういうふうに、委員会の方の結果は、「道を渡ってよろしいか」と言った時に、「注意をして道を渡る様に」というふうに言われたわけでありまして、「注意しろと言われたのだから道を渡るな」というのは、これは全く我田引水の、そういう曲解だというふうに私は思います。委員のご指摘は委員会の結論とは異なるものであることを指摘しておきたいと思っております。

水害・治水の問題については、スタジアムを建設する亀岡駅北区域を市街化区域に編入する際に、日吉ダムの完成や桂川保津工区の河川改修の既成によって、編入の目安となる概ね10年に1度の治水安全度が確保できたことなど、総合的に反映し、市の都市計画審議会で承認され、さらには、府の都市計画審議会で承認をいただいたうえで、平成26年1月に都市計画を決定したところであります。そして、

それに基づいて、都市区画整理事業地の造成が行われているところであります。そして、この場合に盛り土と同等以上の高水敷掘削を行うことで、これまでより洪水時の貯留機能は増えているわけであります。スタジアムの建設が治水能力を向上させこそすれ、減じるものではないということであります。ただ、残念ながら、これ以上治水能力をあげるには桂川の下流域の整備を進めなければ下流の安全が保てません。このため、今後下流の整備の進捗と並行して桂川上流域の治水安全度を早期に向上させることが可能な方策について、国と連携して検討し、桂川上流圏域河川整備計画を策定した上で、亀岡地区の河川整備について、しっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

其他のご質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

【文化スポーツ部長】 アユモドキの保全についてですが、京都府では平成20年4月に、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」における、指定稀少野生生物の第一号としてアユモドキを指定し、平成20年5月に同条例におけるアユモドキ保全回復事業計画を策定し、保全活動団体が行うアユモドキ生息状況調査や生息地保全事業を支援するなど、これまでから率先して保全に取り組んできたところであります。そうした中で、スタジアム整備におけるアユモドキの保全対策につきましては、平成25年5月に環境保全専門家会議を設置し、調査や実証実験を重ね、専門家会議の意見を聞きながら慎重に検討を進め、これまでにないレベルでの保全体系を構築することができたものと考えております。その内容につきましては、昨年8月に同会議の座長提言を受け建設位置を変更することで、アユモドキの生息環境への直接的な影響を回避し、アユモドキに配慮した工法や建物構造等の採用、それに基づく地下水の影響解析の実施などであり、これにより、アユモドキへの影響は軽微であるとの環境保全専門家会議の評価を得ており、スタジアムの建設によってアユモドキの生息環境に影響を与えないようなことは考えておりますが、さらに、予防措置の観点から工事中のアユモドキの退避場所の整備やモニタリングを実施し、予期せぬ調査結果が観測された場合は工事を一時中断し、環境保全専門家会議の意見を聞き、必要な対策を検討実施すること、環境保全専門家会議においてスタジアム整備をすすめても、アユモドキの生息への影響は回避され、アユモドキ個体群への影響は軽微なものと評価を得ているところであります。

また、スタジアム整備を契機として、現公園用地エリアを中心とした国や亀岡市と連携した広域的な生息環境の改善など総合的な対策に取り組むこととしており、こうした重層的、総合的な対策は、環境と開発をしっかりと両立するこれまでにないモデルになると環境保全専門家会議から評価をいただき、さらに国や環境保全団体、魚類学会、地元で保全活動に取り組む方々などから理解をいただき、高い評価を得ているところであり、今後とも早期実現にむけてスタジアム整備をしっかりとすすめてまいりたいと考えております。

スタジアムの運営と府民、市民への皆さまへの説明につきましては、本スタジアムの運営については、平成25年度に設置した京都スタジアム（仮称）運営経営専門家会議におきましてスタジアムの機能役割をしっかりと発揮させるとともに、スタジアムを安定的、継続的、効果的に運営するためには、賑わいの創出や民間ノウハウの活用も必要とのご意見をいただいたところであります。京都府といたしましては、こうしたご意見をふまえた検討をすすめてきたところであり、現在、スタジアムアリーナ改革を進めるスポーツ庁や内閣府等から、財政支援を受けながら、コンセッション方式等の導入可能性調査を民間のノウハウを含めた先進事例等を研究し、本スタジアムがスポーツ振興や地域の活性化に貢献し、安定的に経営するための在り方を検討しているところであります。また、京都府公共事業評価に係る第三者委員会で工事着工の了承を得たことから、府民、亀岡市民の皆様方に対しては、来月7月に亀岡市と連携して、スタジアムの整備計画やアユモドキの保全対策、生活環境への影響やアクセス対策等の説明会を開催することとしております。今後とも、節目節目で府民、亀岡市民のみなさまに対しまして、しっかりと説明をおこないながら、平成31年度の完成、オープンを目指して取り組んでいきたいと考えております。

【成宮・再質問】 今、お答えをいただきましたけれども、丁寧に進めてきている、高い評価を得ている、説明会はこれからするっていうお話でしたけれども、それだったら、何故こんなに亀岡市民や府民のみなさんから疑問や批判が相次ぐのか、何故ここまで問題が噴出をするのか、そのことを真剣に受け止める必要があるというふうに思います。

それで、再質問ですけれども、私はまず、工事着手の根拠について、「第三者委員会の了解」とされた

問題についてうかがいたいと思います。知事は、「注意をして道を渡って下さい」と言われたというようにおっしゃいました。私は、傍聴させていただきましても、ちょっとだいぶ違うと思うのですよね。見ていましたら、その内容というのは、先ほども指摘をしましたように、水害・治水対策でも、アユモドキ保全、特に中長期の課題でも、交通・住環境の対策や府民への情報開示・説明の問題でも、「不十分だ」「書いていない」という厳しい批判が委員から指摘をされました。そしてそれを受けて府が「これから検討します」「これからやります」というふうに、色んな問題で、その場で約束したという形になりました。約束をして通ったというふうにおっしゃるんだとしたら、ならば府として「これからやります」「これから検討します」と、その対策の中味が具体的に示されていない、見通しもない、そのまま工事着手などできないというふうに考えるのですけれども、この点お答えいただきたいと思います。

2つめは、水害対策についてです。知事は、今、同等以上の高水敷を掘って盛り土しているから安全度は増しているんだとされましたが、これについては、河川防災の専門家から「埋め立てによる遊水地の容量が減るのを高水敷の掘削で補おうとしているが、間違いである」と、こういう指摘がされています。この文書というのは、府が被告になっている亀岡駅北開発の訴訟で住民側から裁判所に提出をされたものですから、ご存知だと思います。そのなかで、「高水敷を掘削しても、そこは洪水初期に水没し、洪水のピーク付近の流量調節には関係しなくなる。霞堤による流量調節で重要なのは、遊水地の面積である。埋め立てによる面積減少を補うには遊水地を広げるべきで、高水敷の掘削は無意味である」と、「また掘削部分には氾濫のたびに土砂が堆積し、維持管理に苦勞することになる」と指摘がされています。これについては検討されているのかどうか。お答えください。

【知事・再答弁】 着手についてでありますけれども、環境評価の委員会におきましても、公共事業評価におきましても、それぞれの委員会の方では着工について了承を得ているところであります。これははっきりと決まったことであります。その中で、もう少し確認をしてもらいたい、今後の工事を進める上でこのあたりには気を付けていただきたい、そういうことをおっしゃっているものであります。そのことをふまえて私どもは工事着手の了承を得たことについては、座長、または委員長に確認をさせていただいたところであります。そしてその上で、今回着手は正式には私どもの方で判断をさせていただき、最終的にはこれは、亀岡の場合には市長が議会に提案をされ、私どもはまたこの府議会に提案をし、その中で府民の代表のみなさまの議決を経て最終的に着工になるというふうに、民主的な手続きを踏んでいる事をご理解いただきたいと思います。あくまで私どもは間接民主制のもとで、府民代表のみなさんの意見をしっかりとふまえてやっている。成宮議員は、亀岡市民に選ばれたわけではありませんけれども、ここには田中議員、中村議員がいらっしゃいますけれども、まさに、選ばれた以上は府全体の話の中で議会として決着していくということもご理解いただきたいなと思います。

また、洪水の方につきましては、これは既に都市計画審議会できちっと専門的な観点から承認され、府の都市計画審議会の上で平成 26 年 1 月に都市計画決定を決定してそして今回の高水敷についての盛り土が行われているということをごさいます。まさに治水の安全上につきましては、何度もこういった中でしっかりと審議をされて決まっているわけでありまして、もちろん能力をもっと上げるという話はあるのですけれども、能力をあげるには先ほど申しました様に桂川の下流の整備が必要であるという中で、その中で都市計画審議会も了承したということをご理解いただきたいというふうに思います。

【成宮・指摘要望】 これからやるという約束をして、そのことによって了承されたというのが、公共事業評価委員会の場でもそうであったということは先ほど紹介したとおりです。そして、そのことだけで、これからやる、検討していくその中味で、空手形では信じるということができないと。だからこそ、亀岡市民や府民のみなさんから批判や疑問が後を絶たないわけですね。それから、その中で一番疑問の大きいのが水害、治水の問題です。先ほど、裁判に提出をされている専門家の指摘について紹介をしましたけれども、これについて、具体的に検討しているのか、していないのかというお答えはありませんでした。府がこれが治水対策だというふうに行っている考え方そのものへの、これは間違いだとの指摘でありますから、真剣に検討しなければならないというふうに思います。

そして、いま紹介したこの文書では、この専門家は「何より大切にしなければならないのは、人の命を守ること」だとして、「10 分の 1、30 分の 1、100 分の 1 などの数を達成できるか否かではなく、想定外の洪水にも生命が守られるようにしておかねばならない」「国民の生命及び財産を守ることは、国及び地方自治体の使命」だというふうに述べられています。自治体の根本的役割への重い言葉であると考

えます。だからこそ、命を守る具体的な計画もなく、説明責任もまったく果たさずに、工事着手などあってはなりません。用地取得の議案は撤回すべきであり。厳しく指摘し、次の質問に移ります。

安心して住み続けられる西京区・洛西ニュータウンのまちづくりについて

【成宮】次に、西京区・洛西ニュータウンのまちづくりについてです。

いま、いわゆる過疎地でも都市部でも、住民が安心して住み続けられるのかどうか、深刻な危機にあります。そのなかで、京都市域においても、とりわけ商店街支援、公共交通や府営住宅など、府の役割発揮が求められており、今日は、街開きから40年を迎えた洛西ニュータウンの問題についてうかがいます。

洛西ニュータウンは、京都市による「地下鉄延伸」とともに計画され、その下で住宅を買うなどして引っ越してこられた方々が暮らしておられます。ところが地下鉄はちっとも来ず、子どもたちは成人して仕事や通学に便利な他所へ移り、残った住民は高齢化し、人口は半分になっています。

買い物では、ニュータウン中心のラクセーナ商店街と、「どこからでも歩いて10分で買い物に行ける」として4つの学区ごとに置かれたサブセンターと呼ばれる商店街が頼りですが、ここ数年で閉店が相次ぎ、核となる生鮮スーパーまでが4つのうち3つが撤退・入れ替わるなどしてきたうえ、この3月には一番古くから地域に親しまれてきた新林商店街のAコープ洛西大枝店の閉店が伝えられ、住民に衝撃が走りました。新林の住民有志が立ち上がり、「住み続けられる新林のまちづくりを考える会」を結成して、「買い物難民」にならない対策を求めて1052筆の署名を集め、京都市長・西京区長に提出。私たちも連携し、店舗家主のJA全農京都に要望するなどしてきました。住民の運動がいきなり広がるなか、Aコープ閉店後2週間で新しい店がオープンし、住民は「よかった、ほっとした」と胸をなでおろしておられます。

しかしその後も、住民からは「店が変わってもお客が増えるわけではなし。私らも支えたいが大丈夫だろうか」との心配や、「高齢者への無料配達で助かっていたのになくなった。再開してほしい」「サブセンターを設置した行政が、この機に真剣に活性化を考えてほしい」などの声が寄せられています。みなさんが、身近な商店街が掛け替えのない存在であることを痛感し、だからこそ行政の支援が必要だと訴えておられるのです。

商店街関係者からも、「売り上げも減り、現状ではみんな自分の事で必死だが、なんとかしたい」「余裕がなく苦しいが、にぎわいを取り戻したい」との声、行政に対して、店の内装や街灯などのリフォーム、店舗家賃の値下げや補助、駐車場の運営・管理、高齢者への配達や宅配ポスト設置支援など、切実に具体的な要望がいくつも寄せられました。

本府は、府内の約300の商店街カルテをつくり、4分類して支援しているとされますが、洛西ニュータウン内の商店街についても、商店リフォーム支援、商品配達の支援など含め、実態と要望をふまえた具体的な支援策が必要だと考えます、いかがですか。

同時に、商店街が苦勞している大きな要因は、大型店の出店ラッシュです。洛西ニュータウンから3キロのJR桂川駅前に「イオンモール京都桂川」がオープンして3年。私は、2014年12月議会で、府としてイオン出店による影響調査や大型店の出店規制をと求めましたが、知事は「大型店同士の顧客の奪い合いで、地域の商店街には深刻な意見はなかった」「地域商業ガイドラインにより、1万㎡以上の大型店は抑制されてきている」と答えられました。しかしその後も、1万㎡以下でも、大規模店の出店が相次ぎ、競争は一段と激しくなっています。商店街のある店長は「イオンの影響はじわじわとボディーブローのよう。ビールなど我々の仕入れ値より安い広告が出ている。イオンはメーカーと直で大量購入。とても太刀打ちできない」と言われ、影響は実際に深刻です。さらに、代表質問で浜田議員も質したように、城陽に「アウトレットモール」出店の計画で「府域の商業地図が一変」と報じられているのに、知事は誘致を進める姿勢で、これでは小さな商店街はいっそう苦境に追いやられてしまいます。

商店街の再生支援とともに、車の両輪として、大型店の出店を府として独自に規制を強化すべきだと考えます、いかがですか。

もう1点、地域の公共交通への支援です。

京都市の地下鉄東西線延伸は、もともと、二条駅から、右京区、西京区、乙訓・長岡京へと構想されていましたが、それがいっこうに進まないなかで、西京区では、洛西ニュータウンとその周辺住民約5万人の交通不便は深刻です。バス路線は民間事業者も含めて拡充されてきてはいますが、住民からは「バスは交通渋滞で遅れてばかり。市内中心部へ1時間は当たり前、観光シーズンは2時間以上かかる」との声や、「地下鉄延伸の約束を果たしてほしいが、無理なら、LRT・新型路面電車で、阪急やJRと繋いでほしい」などの要望が渦巻いています。商店街の若い店主さんも「商店街の将来を考えた時に、若い世代が住めるまちにしないと展望が見えない。そのためには、鉄軌道でアクセスをよくしてほしい」と訴えておられます。同時に住民の、ニュータウン内での買い物、病院、交流などのためにも、コミュニティバスを実現してほしい、という要望もつよく寄せられています。

本府はこれまで、地域の公共交通の重要性をふまえ、過疎地などでバス交通への支援を実施するとともに、鉄道網の整備・充実へ、JR、KTRや、京都市営地下鉄では東西線延伸や府南部地域の他社との相互乗り入れなど、約160億円を建設費への財政支援をされてきています。

西京区・洛西ニュータウンの住民の切実な願いにこたえ、京都市西部・乙訓地域の今後のまちづくりの視点からも、LRT・新型路面電車の敷設による阪急やJRなどの鉄道駅との連結等を、新たな検討課題とすべきと考えますが、いかがですか。また、住民の日常の移動手段として要望のつよいコミュニティバス等の創設や、現在のバス路線・便の拡充等への支援についても、京都府生活交通対策地域協議会の場などで検討をすすめる、実施すべきと考えますが、いかがですか。

【商工労働観光部長】身近な商店街を守り再生するための支援についてでございますが、平成27年に商店街創生センターを創設いたしまして、商店街ごとの課題やニーズに応じました支援を積極的におこなっているところでございます。洛西ニュータウン内の商店街につきましては、京都市住宅供給公社が運用しており、京都市が中心となって商業活性化に取り組んでおられるところでありますが、商店街創生センターにおきましても、府市協調の観点からニュータウン内の5つの商店街全てを訪問し、課題等をお伺いして商店街施設の改修などの支援も行ったところでございます。商店街創生センターでは、施設改修の他にも厳しい課題を有する商店街に対しまして、一步でも前に進んでもらえるよう支援をしているところであり、例えば活性化の取り組み方が解らないという課題に対しましては、アイデア出しや事業実施サポートを行う若手支援者の派遣、あるいは成功事例の紹介を行っており、空き店舗が多いという課題に対しましては、商店街を核としたまちづくり会社の設置運営支援を行い、さらに買い物弱者対策につきましては、商店街が行う高齢者等への商品配達などへの支援などを実施しているところでございます。こうした支援の結果、新規出店や加盟店の増加、あるいは商店街が高齢者宅へ食料品や日用品等の購入を代行し宅配するサービスを実施するなどの成功事例もでてきているところでございます。今後とも京都市と協力をしながら、商店街創生センターの支援メニュー等を活用しまして、地域商業を活性化できるようしっかりと支援を行ってまいります。

次に、大型店の出店規制につきましては、まちづくりの観点から基礎的自治体においてゾーニング等により実施することが基本と考えているところでありますが、京都府におきましては、大規模小売店舗立地法に基づき、まずは広く市町村や住民からの意見を聞き、その上で大規模小売店舗立地審議会を開催し、交通対策、騒音対策、青少年健全育成等の観点から審議を行い、課題があれば設置者に対して適正に改善を求めているところであります。なお、洛西ニュータウンのエリアにつきましては、大規模小売店舗立地法の運用権限があります京都市において、地域ごとのまちづくりと商業集積の方向、大型店の誘導規制の考え方を示した商業集積ガイドプランを定めて運用をされているところであり、まちづくりの観点から京都市において適切になされるものと考えております。

【建設交通部長】LRT等の敷設についてでございますが、京都市におきましては過去から市内でのLRTの導入についての議論がありますが、建設費用の問題、あるいは沿線住民の理解がえられるかなど、課題も多く継続して検討されることとなっているところでございます。市域の公共交通インフラ整

備につきましては、まずは京都市がどのようなまちづくりをしていくかが重要でありまして、京都府といたしましては府域全体の交通ネットワークを構築する立場から京都市と意見交換を行ってまいりたいと考えております。

コミュニティバスなど、地域内の移動手段の構築など、公共交通の在り方につきましては、これは市町村が主催を致します地域公共交通会議において議論がなされておりまして、それに基づき移動手段の構築や維持等が図られているということでございます。京都府といたしましては、広域交通などの利便性の向上や過疎地域等での路線維持などの役割をになっておりまして、これまでよりICカードシステム、あるいはバスロケーションシステムの導入等につきまして支援を行ってきたところでございます。

また、地域内交通の利便性を高めるために、研修会などを通じまして市町村での交通政策に精通した人材の育成を進めるとともに、課題解決のための助言などを行っているところでございます。いずれにいたしましても、地域の公共交通の在り方につきましては、まずは地域の実情を最も熟知している地元市町村において検討されるべきものでございまして、京都府といたしましても、引き続き関係市町と連携して対応してまいりたいと考えております。

【成宮・再質問】 まず、大型店についてです。ゾーニングでやってきているということですが、実態は本当に待ったなしの大変な現状になっているという認識が大事だと思います。大店立地法の中で本当に今、どの商店街も苦勞をしておられる。そういう中で、府としてやっぱり、誘導規制とおっしゃいますけれども、規制をしっかりとやっていくことが必要だし、国に対しても地域の商店街を守るために出店規制をかけるべきだと、地方自治体にその権限を保障せよということを強く求めていただきたいと思っております。これは要望しておきます。

商店街支援について、1点再質問いたします。創生センターをつくって、成功例があるというようなお話でしたけれども、では、具体的に洛西ニュータウンの4サブセンターとラクセーナ商店街への支援は、どのように具体化をされていくのかということが、私は大事だと思います。先ほど、府市協調でやっていくと、市の住宅供給公社が主には管理をしておられると。そのことは勿論ですが、ではどのように今後連携をして支援を進めていくのかお答えください。

もう1つ、公共交通については、まずは京都市からというふうにされました。しかし、先ほど述べてきました様に交通が本当に大変な実態があるわけで、これはすぐにでも京都市に実態も伝え、そして実態の把握や計画の検討に着手をしていただきたいと考えますが、その点はいかがですか。

【商工労働観光部長・再答弁】 商店街創生センターにおきまして、まずは相談、ご意見をうかがいに既に洛西の方にも伺っているところでございます。その中で、先ほども申しあげましたように、例えば、色んなケースがございますけれども、若手支援員を派遣することによってご相談をさせていただく、あるいは近隣の商店街の方々と一緒になって成功事例等を相談するという形をとるのが、今やっておるところでございます。今後とも既にセンターの方で700回にわたるご相談を受けておるところでございますが、洛西の方につきましても、さらにご相談をうかがうべく訪問することを行っているところでございます。

【建設交通部長・再答弁】 先ほども申し上げましたけれども、地域の公共交通の在り方につきましては、まずは地元の京都市がどのようなまちづくりをしていくのかといった様な事がやはり重要というふうにご考えております。京都府といたしましては、日ごろから交通政策に関する意見交換を京都市としておりまして、そういった中で引き続き意見交換を行ってまいりたいと考えております。

【成宮・指摘要望】 お答えいただきましたけれども、商店街支援では、京都市住宅供給公社洛西事業部の方からも「府の商店街支援で活用できるものは活用していきたい。ぜひとも紹介してほしい」という声をいただいております。商店街も公共交通も、住民の掛けがえのないライフラインでありますから、京都市や住宅供給公社とも連携し、ぜひ検討・具体化を急いでいただきますように改めて求めまして、質問を終わります。

京都こども文化会館のかけがえのない役割を正に評価せよ

【山内】最初に京都こども文化会館についてです。

こども文化会館は1979年の国際児童年を記念し、青少年の健全な育成を図るため、優れた文化芸術に接する機会を多くすること、青少年自らが文化芸術を創造し発表できる場を提供するために、市有地に府が建物を整備し、1982年に開設され、京都府と京都市が共同で運営費を負担しています。子どもの貧困が大きな社会問題になり、子どもたちが家庭の状況に関わらず文化芸術に触れたり、参加したりする機会を確保することが大切になっており、こども文化会館の果たす役割は一層大きくなっています。

ところが平成27年度の「府民サービス改革等検討委員会」では、こども文化会館について営業活動の取組みが利用者数・利用料金収入・稼働率の改善につながっていないことが問題視され、施設の位置づけや果たすべき役割の見直し、より積極的な営業活動や利用促進の工夫などの意見が出されました。こうしたことを受けて会館の今後のあり方について、外部有識者の意見を聞くための「あり方懇談会」が昨年12月に設けられ、この間2回にわたって議論がなされています。

そこで現在こども文化会館が果たしている役割について、どのように評価されているのか。まず伺います。

先日会館を訪問して事務局長にお話を伺いましたが、子どもたちに芸術・文化活動の舞台を提供する貸し館事業のほかに、エンゼル音楽会などの自主事業や絵画や習字、合唱などの文化教室事業を柱に運営が行われています。

「あり方懇談会」では、施設が老朽化し、耐震改修と大規模修繕の必要があること、学校の利用が減少していること、授業の一環として実施されていた演劇等の団体鑑賞が減少していることなどが示されています。同時に懇談会で示された資料では、府と市の運営費補助は平成6年には合計1億620万円だったものが、年々削減され平成27年には5548万円と半額近くになっています。自主事業についても、「財政的に大変だ」と伺いました。また、よく会館を利用されているのが様々なバレエ教室で、先日直接お話を伺いました。「昔は多くのバレエ団体が京都会館第2ホールも利用していたが、改築されて利用料が上がり、利用できなくなった。京都市の文化会館などもあるが、客席数が不足し、600名というちょうどよいキャパシティと利用料の安さで、こども文化会館を利用している。子どもたちが利用するのにトイレを洋式にするなど必要な改修を行ってほしい」と要望が寄せられました。

また、ある音楽教室の先生からは、「生徒の発表会をこども文化会館の小ホールでやりたかったが、いっばいで会場が押さえられなかった。ここのホールは音がよく、京都市の文化会館の創造活動室よりも安いので、本当に大切」とおっしゃっていました。

会館の利用状況調査の結果では、利用団体のうち75%が「再度利用したい」と答え、今後の方向性についても「青少年が文化に触れる機会を提供する場となっていることを踏まえてしっかり検討願う」といった施設の継続要望や、施設の改善等の要望も出されているところです。「こども」と頭につく文化芸術施設は全国でも例がなく、会場と舞台が一体となっていることや、ホワイエがたいへん広いこと、乳幼児を連れたママも子どもの泣き声を気にすることなく親子で一緒に舞台のすぐ近くの専用ルームで鑑賞できることなど、他の施設にはない特徴があります。

単純な「費用対効果」ではなく、子ども視点で存続させ、必要な改修を

【山内】昨年9月の法人の自己評価報告書では『「明日の京都・長期ビジョン」の『学びの安心』に掲げられた『子どもの個性や能力を伸ばす教育の実践、学力の質の向上』、『子どもの豊かな人間性、健康な身体の育成など』の具体的な取組となって』いるとの評価です。懇談会にオブザーバーとして参加されている構造設計の会社の代表からは、「構造的に弱い建物ではなく、一部の弱点のために耐震性能が下がっている。根本的にはよい建物。耐震性ばかりを問題とするのではなく耐震工事や大規模回収をすれば建物は持つ」などの意見も出ています。

そこで伺います。こども文化会館は単純に「費用対効果」では測れない、子どものための文化施設であり、子どもの視点で改善・検討を行うことが必要だと考えますがいかがですか。

会館のあり方について、利用者や府民の声、文化芸術団体の声もよく聞き、本来の目的が達成されるように運営について京都府としてもしっかりと支援を行うことや、トイレの改修など緊急改修と同時に必要な施設の改善と耐震改修を行うべきと考えますがいかがですか。

【知事・答弁】 山内議員のご質問にお答えいたします。京都子ども文化会館についてでありますけれども、お話がありましたように、国際児童年を記念して、昭和 57 年に府と市の協調施設として開館いたしました。以来青少年が芸術文化を鑑賞し、創造・発表する場として幅広く活用をいただきますとともに、絵画、書道、合唱などの子ども文化教室や、府市共催によるコンサート、映画鑑賞会の開催などにより、青少年の健全育成に長年大きな役割を果たしてきたと思っております。

しかし、会館から 35 年がやっばり経過しておりますので、建物全体としてはやっばり老朽化しているのは間違いないというふうに思います。そして近年、京都コンサートホールですとか、京都市文化会館ですとか、府民ホールアルティなど、京都市内にホールや貸し教室を備えた類似施設が多数新設されました。昨年 1 月にもロームシアターがリニューアルオープンしまして、バレエなどかなりあそこで公演されるようになったんですけれども、まああの開館当時に比べますと、公立文化施設は 3.5 倍、座席数にしますと 2.1 倍に増えております。こうしたことが影響して、利用者は平成 6 年度をピークに、いま半減をしているのが現状であります。

修繕等につきましては、府と市が折半いたしまして、毎年経費を計上しております、利用者の声も踏まえながら対応してきておまして、音響や空調設備の更新、舞台の床の改修など、施設の機能維持にも努めてきたところであります。子ども視点と言っても、まあトイレの洋式化はたぶん大人も高齢者もみんな一緒じゃないかなというふうに思います。最近まあ子どもと言っても、藤井 4 段のようにですね、卓球でもそうですけれども、本当に大人との関係で、しっかりとやっていくような視点というのも大切じゃないかなというふうに思います。どこまでを子ども視点というのかなかなかむつかしい話ではないかなと思っておりますけれども、こうして役割を果たしてきたことを踏まえて、そうした機能というものの大切さというのは、十分に私も考えているところであります。

そうした中で、今後の在り方につきまして、私どもの方も府民サービス等改革検討委員会において検討していただいたところでもありますけれども、24 年に京都市内、特に市内中心部の利用が多くなっている実態、府の施設としての設置運営についての必要性はどうなんだろうかと疑問が呈されたところでありまして、27 年度には近隣に類似施設があり会館の必要性は低下しているのではないかと、会館の位置づけや役割を見直すべきではないかと、積極的な営業活動や利用促進の工夫が必要といった意見をいただいているところであります。先ほど申しましたように、この施設につきましては、京都府と京都市が協調してやっている話でございますので、見直しに当たっては京都市の意向も踏まえて、半々でございますので、両方の意見の合致を見ていかなければならないというところでありますので、昨年末、京都市とともに、学識経験者、青少年育成団体、地元関係者等で組織する「京都子ども文化会館在り方懇談会」を設置いたしまして、利用団体の意向調査も行いながら幅広く意見を聴取しているところであります。意見聴取にあたりましては、子どもの視点という形でお話がありましたように、青少年の文化活動をしている団体、ここにアンケートを取りまして、そうした団体の意向というものを踏まえるということ、そして合唱やバレエの団体から、舞台が広く使い勝手がいいため今後も利用したいといったような評価をいただいている一方、公共交通機関の便が悪くて駐車場がないため、非常に利用しにくいという話もありました。実際に利用する方々が、会館近傍の団体を中心に固定化しているという状況もあります。ですからまあ、委員からは特定の地域のために府の施設を維持管理していることが妥当なのかという意見も出されているところであります。

現在、懇談会においては、こうした調査結果などを踏まえつつ、立地場所も含めさまざまな角度から、施設の在り方について総合的な検討をいただいているところであります。

京都府は文化芸術会館の老朽化問題も抱えておまして、舞台芸術の振興、そして子どもの次世代の成長のためにどういう形が良いのかということ、私はゼロベースで考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。いずれにせよ、その意義とかその趣旨について、私も十分に理解をしているつもりでございますので、そうした観点から、京都府としてどういう形で、一番形がいいのかということについて、この懇談会を中心にさらに議論を深めていただきたいと考えているところであります。

【山内・指摘要望】ただいま、知事からご答弁いただきましたが、類似施設が京都市内にたくさんできてきたということではありますが、子ども優先という点で特徴的な施設ですので、ぜひこれは残していただきたい。今年3月に策定された京都府公共施設等管理方針にも、「府民ニーズを踏まえ、施設の廃止も含めた検討を行う」とあって、こども文化会館については「利用環境等を踏まえて今後のあり方を検討」とあります。みんなつぶされてしまうんじゃないかなと、すごい不安に思っているんですね。利用料金の安さというのがやっぱりすごく評価が高くて、利用料金が高いとやっぱり一般の人たちが利用ができなくなってしまう。そういう点では、京都府として、子どもの文化芸術の振興にしっかり責任を果たしていただきたい。こども文化会館は存続して、施設の改修と運営費補助の増額、しっかり支援していただくよう強く求めて次の質問に移ります。

北部の府立高校の再編統廃合の一方的な押し付けは許されない

【山内】次に北部の府立高校の再編問題です。

3月9日に開かれた京都府教育委員会で、丹後・与謝の高校4校を統廃合して学舎制を導入すること、また網野高校間人分校、宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校を1校に統合してフレックススクールにするという方針が決定されました。

しかし、5月17日、「丹後・与謝の高校再編問題を考える会」のみなさんが、「学舎制の導入」「分校統廃合・フレックス化」案を撤回すること、「本校継続」「普通科教育の充実」という保護者の意見を尊重し、小規模化のメリットが最大限生かされるよう必要な予算を講じることを求める1365筆の要望署名を持って、府教育委員会に来られました。再編計画案が示されて以降、3度目の申し入れです。

府教委が再編方針を決定したもとも、保護者をはじめとする地域住民の反対の声は収まっていません。私は、地元のみなさんから直接ご意見を聞かせていただきました。

一番多かったご意見は、「子どもたちの教育に関わる方針を変える時に、アンケートで保護者の意見は一切計画に反映しない、こんな乱暴なやり方で進めていいのか」という怒りの声です。教育内容については、「中学卒業時点で、子どもが自分の興味、関心、適性を考え、将来の仕事や生き方を見通して進学先を決めることは並大抵のことではない」「府教委が説明する福祉や英語などに特化した普通科ではなく、幅広く基礎学力を身につけ、卒業後に大学や専門学校などが選択できる普通の普通科の教育課程を望む」という意見が多く、これもアンケートでも多数寄せられたものです。

学舎制、分校統廃合とフレックス化については、ほとんどの方が「丹後・与謝地域の高校生の通学の大変さが分かっているのか」「分からないまま決めないで」と切実に実態を語られました。ある方は、「早朝駅まで送り、自宅に戻って小学生の子どもの登校を見届け、それから仕事に出かける。帰りも仕事帰りに駅まで迎えに行く毎日。これが高校再編で通学範囲が広がれば、地元の高校に行けない子どもが増える。通学費負担も増え、通学時間も長くなるのは火をみるより明らか。北部の高校生と保護者の大変さを分かってくれていない」と語られました。また、分校を統廃合し弥栄分校地でフレックス校を新設しても、伊根の子が弥栄へ通うにはバスや電車で2時間半以上もかかるのです。これが丹後・与謝で生活し学んでいる生徒の実情であり、昨年府教委が開いた公聴会や保護者懇談会でも、この様な切実な意見が出されていたはずです。

6月8日に開かれた府教育委員会でも、委員さんから「北部の場合は距離的な問題がある。京都市内とは違う。地域が納得してやっていかないといけない」など、行政主導で住民の納得を得ないまま高校再編を進めることはよくないという意見や、保護者や住民への丁寧な説明が必要との意見が出されたところでした。

そこで伺います。教育委員会は、これで地元住民や保護者の再編への理解が得られたと考えているのですか。3月の教育委員会の再編方針の決定は、地元の保護者や住民の理解がないままの、学舎制ありき、統廃合ありきの見切り発車であり、撤回すべきと考えるのがいかがですか。保護者へのアンケートで明らかになったことは、多くの保護者が普通科のある近くの高校に通いたいということ。普通科教育を充実し、地元枠を拡大して、近隣の高校に通えるように改善すべきと考えるのがいかがですか。

同時に、現在遠くまで通わなくてはならない生徒の通学費負担を軽減するため、本府の通学費負担補助制度について、一定の額を超えた分については全額を補助するなど、抜本的に改善すべきと考えます。いかがですか。

南山城養護学校の過密対策は待ったなし。緊急措置を含めた対策を

【山内】次に南部の支援学校についてです。

京都の障害児教育は、どんなに重い障害であってもその子どもたちの発達を等しく保障するため、教員や保護者がともに学びあいながら作り上げてきたもので、全国的にも大きな役割を果たしてきました。

一方、近年では、支援学校に在籍する児童生徒の数が増え続け、南山城支援学校は180名規模の学校に、現在、過去最高の249名の児童が在籍し、今後も増える見通しだと伺っています。今、子どもたちの教育環境にとって見過ごせない問題が起こっています。これまでもわが党議員団は過密対策を求めてきましたが、現在、児童生徒数の増加による新たな問題が噴出し始めていると感じました。

現場の先生に伺いましたが、障害児児童生徒にとっては「見通しを持った行動を行う」ことが、発達と成長にとってたいへん重要なこと。ところが特別教室が使えないということは、音楽教室に行って音楽の授業を受けるのだという見通し、体育館に行って体育の授業を受けるのだという見通しを持ってなくなるということですとのことでした。夏のプール授業も、八幡支援学校にお聞きしますと1週間に2、3回プール授業が行われていますが、南山城では1週間から2週間に一度です。

先日、南山城支援学校にうかがいました。児童生徒数の増加にあわせて厨房の拡張工事が始まりましたが、その厨房の隣にあったプレイルームを厨房にするために、プレイルームがまた一つなくなるということでした。体育館も狭く、グラウンドもプレハブ校舎の建設のため、トラックは1周100メートルしか取ることができず、運動会での周回リレーは危険でできなくなっているとのことです。早急に対策が必要です。トイレも増設したいができない、職員室も異常に狭い、教員の更衣室は廊下の端を区切って使用されています。

そして以前と大きく異なるのは、児童生徒の下校時の状況です。5台分のバスターミナルに9台のバスが停車していて、子どもたちの乗り降りの安全確保が大変です。さらに大変なのは、子どもたちの放課後サービスをになう福祉事業所の車の多さです。毎日40台以上の車がお迎えにきますが、今日は誰がどこの事業所に行くのか、そのことを把握して送り出すのは支援学校の教職員です。安全に、確実に事業所とつないでいかなければならず、児童生徒を送り出すだけで40分以上かかりますが、教職員が総出で対応しなければなりません。

子どもたちが学校で過ごす時間は取り返すことのできない時間です。ようやく井手町に新設支援学校の建設が決まりましたが、開校まであと3年かかります。障害者権利条約の締結や本府における条例の制定など、障害があってもいきいきと生活していくための条件整備が進んできた中、かけがえのない時間を過ごす支援学校での教育環境を、早急に改善することが求められています。

そこで伺います。緊急措置として、早急に分校あるいは分教室を確保する必要があると考えますがいかがですか。また南山城支援学校は教員一人当たりの児童・生徒数が、本府の支援学校の中でもたいへん多く、児童生徒数の増加にふさわしい教職員の体制を確保するために、年度途中でも必要な教員を確保し配置すべきと考えますがいかがですか。またトイレや床板の修繕など、老朽化した施設の改修計画を作成し、緊急に取り組むべきと考えますがいかがですか。

これまでの豊かな教育実践と理論を生かして、新設支援学校の整備を

【山内】次に、3年後に井手町に開校予定の新設支援学校についてです。

我が党議員団も長年にわたって南部に支援学校の新設を求めてきただけに、早くよい学校ができることを望みますし、同時に、これまでの京都府の障害児教育の豊かな教育実践と理論を、どのように継承発展させるのかが問われていると考えます。

その上で数点質問します。第1は教員配置とこれまでの教育の継承発展の問題です。

宇治に新しく支援学校ができたとき、定数内講師と非常勤講師が半数近くを占める異常な事態となりました。加えて多くの学校では新規採用教員が3名程度でしたが、宇治支援学校では12名が新採で、開校当初から混乱が生じました。向日が丘や南山城支援学校で働いていた多くのベテラン教員も、児童生徒の健康と安全、教育の継承と発展のために宇治支援学校に異動を希望しましたが、多数は実現しませんでした。井手町にできる支援学校では、こうした事態にならないよう、バランスのよい教員配置を行うべきと考えますがいかがですか。

第2は施設の問題です。先日、学校の建築現場に寄せていただきました。山城勤労者福祉会館のすぐ

近くにある見晴らしのよい丘が切り開かれ、埋蔵文化財の調査が終わった後でした。本当によい施設になってほしいと思いますが、宇治支援学校と同様、車椅子利用者のためのスロープの設置は考えていないということが、この間の文教常任委員会の審議で明らかになっています。車椅子の生徒のクラスは1階に設けたとしても、音楽室やプール、作業学習などは上の階に行かなければなりません。地震や火事などの災害時にはどうしてもスロープが必要です。

スロープのない支援学校では、災害時の避難訓練は、車椅子の子どもたちは教員がおぶって逃げなければならない。車椅子を担いで階段を下りるのは、あまりにも危険なのです。災害時の避難経路でもあり、また子どもたちの日常の訓練にとっても必要なスロープは、設置すべきと考えますがいかがですか。

第3は保護者や現場教員の声を新しい学校づくりにどのように生かすかということです。城陽支援学校を建設する際に、何度も教員や保護者の声を聞き、設計に反映されたそうです。そうした中で教室の扉はレールのないものができたそうです。宇治支援学校を建設するときにも、保護者の集会に府教委が参加して声を聞くなど、一定の努力がなされてきました。

秋に実施設計がまとまるとの見込みですが、新設の支援学校の建設に当たって、南部の支援学校に通う子どもを持つ保護者や現場教員を対象にして、直接説明をする場を設け要望を聞く必要があると考えますが、いかがですか。以上、お答えください。

【橋本教育長・答弁】 山内議員のご質問にお答えいたします。

丹後地域の府立高校の在り方についてでございますが、この間、公聴会や保護者向け懇談会、これに加えてアンケートを実施し、ご意見を伺ってきたところでございます。急速に生徒数が減少する中、多くの方が、高校を今のまま継続することは難しいという認識を持ちつつも、地域に高校を残してほしいと思われていることをふまえ、通学の利便性に配慮するとともに、学校の小規模化による課題をできるだけ解消するため、現校舎を利用する学舎制の導入を決定したところであります。また、今年に入り、丹後地域の高校の在り方ニュースを作成・配布をし、学舎制などへのご意見、疑問点にお答えをするよう努めてきたところでございます。今月には、丹後地域で公立高校合同説明会を2回開催いたしました。その中で教育委員会のブースを設け質問を受け付けたところ、高校の将来のあり方に関する質問等はございませんでしたが、今後とも、進路指導のための中学生向けの資料を作成し、お知らせをするなど、引き続き丁寧な情報発信に努めてまいります。

また今年度は、教育委員会で決定した基本方針に基づき、各高校の教育内容等について、該当高校はもとより地元市町などの関係機関と連携をしながら、具体的な検討を進めることとしております。教育内容の検討にあたりましては、全日制、定時制にかかわらず、普通科と専門学科のバランスや、地域創生につながる将来の丹後地域を支える人材の育成といった観点を重視してまいりたいと考えております。なお、学区以外からの入学枠につきましては、交通事情等をふまえ、これまでから定員の50%以内としており、これを基本に適切に判断をしてまいります。また、通学費補助につきましては、先日の代表質問で浜田議員にお答えをした通り、様々な支援の動向もふまえて、検討をしてまいります。

府教育委員会といたしましては、将来の進路に不安のないよう方向性を示すことが大切だと判断し、この3月の決定に至ったところであり、様々な立場からのご意見をしっかりと受け止めながらも、時機を失することがないよう、責任を持って、未来を担う子どもたちのための高校改革を進めてまいります。

次に、南山城支援学校についてであります。新設特別支援学校の開校までの間においても、児童生徒数は現在と同様の状況が続くものと見込んでおり、引き続き教育環境を維持改善をしていく必要があると考えております。緊急的な措置としての分校・分教室の設置につきましては、選択肢の一つであると考えておりますが、木津川市や精華町では児童生徒数が今も増加する中で、近隣に活用可能な他の施設が見込めず、また遠距離の施設では現状より通学の利便性が損なわれ、児童生徒の負担が増加することなどが懸念されるところでございます。そのため、新設支援学校開校までの対応といたしましては、校内施設の活用を様々な工夫をしたり、通学区域を調整するといった方法を考えているところでございます。

また、年度途中における教職員の体制確保につきましては、これまでから校長に状況を確認しながら、適切に対応してきたところでありまして、今後とも同様に对应してまいります。施設の老朽改修につきましては、学校運営に支障があるものはその都度緊急的に対応しておりますが、今後は施設の予防保全の観点からも、府の公共施設等管理方針に基づく計画的な改修に努めてまいりたいと考えております。

次に、新設特別支援学校についてであります。本年3月に、南山城支援学校の教職員を対象に基本

設計の説明会を開催したところであり、今後の実施設計に際しましても、教職員を含め幅広い方々にご意見を伺い、こうした声をふまえて丁寧に対応をしてみたいと考えております。また、保護者の皆様への説明会につきましても、開校に向けて校区や教育内容などの検討を行う中で実施時期を検討し、丁寧に進めてみたいと考えております。

スロープの設置につきましては、敷地が狭く校舎に活用できる面積に限りがあるといったことなどから、難しいものと考えておりますが、その代替設備としてエレベーターの設置を検討するとともに、災害時の避難や訓練などにつきましては、滑り台などの手立てをしっかりと講じて、安全対策に努めてみたいと考えております。

教員の配置につきましては、開校時から円滑に教育活動が展開できるよう、児童生徒への指導の継続性や経験などのバランスに配慮をしながら、適切な配置に努めてまいります。

保護者の声に耳を傾けて北部の高校再編方針は見直せ

【山内・再質問】 ご答弁ありがとうございました。一点、指摘・要望しておきます。通学費補助制度の拡充については、検討ではなく直ちに具体化をしていただきたいと思っております。要望しておきます。

それから、数点再質問します。

北部の高校再編についてですが、高校を今のまま継続するのは難しいという保護者の意見が多かったということですが、アンケートでは、今のまま継続してほしいという保護者の声が一番多かったんですね。そこのところ、どうして歪めて、そういうことを言われるのか。再質問です。

それから、南山城支援学校の問題です。そもそも南山城の過密化は10年以上前から大きな問題になっていました。きちんと生徒の増加を予測して、もっと早く新設の決断をしなければならなかったという点では、府教委の責任というのは大きなものがあると思うんです。昨日の教育長の答弁で、今後10年間の予測というのが示されましたけれども、これまではそういう予測というものをあまり明らかにされてこなかった。そういう点では一歩前進だと思っていますけれども、かつて240名を超えてたいへんだった時には、隣地を借り上げて、職員室全部移して、子どもたちの教室やプレイルームを確保してたんですね。現在、その状況よりも深刻で、分校・分教室、なかなか周りにないということですが、隣接する京都府営水道のテニスコートを学校で借りておられるんですが、緊急避難的にきちんと活用ができるように、府教委としても当局と協議をして、努力すべきではないのか。その点、もう一度再答弁をお願いします。

【教育長・再答弁】 山内議員の再質問にお答えいたします。

一点目の、北部の高校の在り方に関してでございますけれども、今のままの継続ということをおまえてというふうに申しあげましたけど、アンケートの中では、これから生徒数が減少する見込みのなかで、現在の高校の在り方を変えていくことについてという問いがあって、それに対しては、「必要なことだ」とか「仕方がないこと」という答えを合わせますと、約4分の3、75%以上の方がそのように回答されているということで、今のままではむづかしいという認識はお持ちだというふうに考えております。ただ同時に、まあそうではあっても、近くに通える学校があってもほしいという、その願いも別のアンケート結果から出ておりますので、私どもとしてはそれを総合的に勘案する中で、学舎制という提案をさせていただいたということでございます。

それから、南山城支援学校の問題でございますけれども、これは新しい学校ができるまで何も手を着けないということでは決してありません。当然、今の環境というのをどうして改善していくか、これは非常に重要な問題と考えております。ただ、以前借りた隣地につきましては、都市計画の見直し等がありまして、そのまま学校の校地として活用できないということになっております。そうした中で、あらゆる工夫をしながら、今の状況の改善に努めてみたいというふうに考えております。

【山内・再々質問】 北部の高校再編問題ですが、高校の在り方を変えていくってということについて賛成をする保護者、あるいは仕方がないっておっしゃる保護者が4分の3ということでした。実は5月の17日に三度目の申し入れを行われた地元の保護者の方ですけど、その方も、高校の在り方を変えていくってところにマルをされているんですね。それはなぜかという、もっと改善をしてほしい、もっと通学がしやすくしてほしいという意味で、高校のあり方を変えていくってところにマルをされたんですね。その方はおっしゃっていました。「小さな規模の学校はデメリットだとはまったく思わない。保

護者はそんなこと思っていない」と怒りをぶつけられたんですが、そもそもこの再編案は、小規模だからデメリットだという府教委の説明から始まりましたけれども、小規模の学校の豊かな教育実践があるからこそ、保護者も教員も、デメリット論に納得できないんですね。説明をする、説明するとおっしゃっていますが、やっぱりしっかりと保護者の声を聞く機会を設けて、その声に寄り添って再編方針を見直すという、そういう気持ちは一切ないんですか。もう一回、答弁をお願いします。

【教育長・再々答弁】今の質問に答えたいします。アンケートの結果、先ほどからやり取りをしておりますけれども、実は、統廃合を望む、あるいは学舎制を望むという答えもかなりの割合で出ておまして、その辺の回答をされた方というのはやはり、文字通り今の形を変えていこうという思いを持ってらっしゃると思います。そうしたことも踏まえまして、今の学舎制という判断に至っておりますので、この方針を変えるつもりはございません。

【山内・指摘要望】今の教育長の答弁、「本校継続」が一番多かったんですよ。それはもう事実なんですね。それで、分校を統合してフレックスになるといってもその中身もわからない、学舎制についてもその中身がわからない、学科の再編もどうなるのかわからない。はっきりしているのは、分校が統合されるということ、それから学舎制という名前の再編統合がなされるということです。まさに再編統合ありきなんですよ。

「自転車で通える地元の高校はとても大切なものです。人数が少なくなるからこそ充実した教育ができるチャンスです」「府教委の一方的な提案には疑問が残ります。もっと地域や保護者の声を大切に高校制度を考えてほしい」。こうした声に耳を傾け、再編統合方針を見直されるよう強く求めます。

それから、南山城支援学校の問題については、府教委もその緊急性をご承知だというふうに認識をいたしました。その認識にふさわしいご努力を強く求めて質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【他党派の一般質問項目】

6月23日

■尾形 賢（自民・京田辺市及び綴喜郡）

1. 生前の意思表示のあり方について
2. 都市計画道路山手幹線の利用について

■岸本裕一（自民・京都市北区）

1. 京都学・歴彩館の今後の展開について
2. 京都洛北地域の交通インフラについて
3. 北陸新幹線整備に伴う南部地域の鉄道網整備について

■小巻實司（自民・京都市下京区）

1. スポーツ国際大会等の開催を契機としたスポーツ振興について
2. 府有資産の有効利用について
3. 新たな財源確保策について

■村井 弘（公明・宇治市及び久御山町）

1. ものづくり産業と中小企業における人材確保について
2. 府南部地域における産業振興策について
3. 井川の整備について

6月26日

■北川剛司（民進・京田辺市及び綴喜郡）

1. 道路環境の整備について
2. 鉄道環境の整備について
3. 教育に対する課題について

■田中健志（民進・京都市中京区）

1. 食物アレルギー対策について
2. 低学年児童の交通安全対策について
3. 特殊詐欺対策について

■諸岡美津（公明・京都市右京区）

1. 地球温暖化対策について
2. 水素社会の実現に向けた取組について
3. 手話言語条例の制定について

■石田宗久（自民・京都市左京区）

1. 津波対策について
2. 児童虐待について
3. 子どもの薬物乱用防止対策について

6月27日

■園崎弘道（自民・城陽市）

1. 新名神のインパクトを活用したまちづくりについて
2. エコ&ヘルス住宅の取組について
3. 特別支援学校の体育館・運動場の地域開放の取組について

■渡辺邦子（自民・京都市伏見区）

1. 「ワールドマスターズゲームズ 2021 関西」に向けての取組について
2. 京都府保健環境研究所の建て替えを契機とした府民・市民に開かれた取組について
3. 「お茶の京都」を活かした宇治茶の振興について

■堤 淳太（民進・長岡京市及び大山崎町）

1. 乙訓地域における農福連携について
2. 情報リテラシー教育について